

○沖縄県立看護大学衛生委員会運営要領

(平成 15 年 2 月 26 日)

[沿革] 平成 30 年 6 月 20 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄県職員安全衛生管理規程（平成 19 年沖縄県訓令 39 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、沖縄県立看護大学に設置する衛生委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 この衛生委員会は、沖縄県立看護大学衛生委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、沖縄県立看護大学における次に掲げる事項を調査審議し、学長に意見を述べることができる。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関する事
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員会の構成)

第 4 条 委員会の委員の定数は 7 名とし、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 学長が指名する委員長
- (2) 産業医
- (3) 衛生管理者
- (4) 衛生に関する経験を有する職員

(委員の選任)

第 5 条 委員の選任は学長が行う。

- 2 前条に掲げる委員の半数は、沖縄県職員労働組合員（沖縄県立看護大学）の推薦に基づいて選任する。
- 3 学長は、委員会の委員を選任又は解任したときは、速やかに統括安全衛生管理責任者に報告しなければならない。

(委員の任期)

第 6 条 第 4 条第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に規定する委員が欠けた場合におけるその補欠の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(議長)

第7条 委員会の議長は、委員長が行う。

2 委員長が事故その他やむを得ない事由により議長の職務を行うことができないときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第8条 委員会は議長が招集する。

(会議)

第9条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員全員の合意により決する。

3 議長は、必要があると認めたとき、又は委員の要求があったときは、議事に関する職員の出席を求めることができる。

第10条 議長は、委員会における議事録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。